

○財務省告示第二百六十号  
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵  
省令第三十号）第七条第三項の規定に基づき、平  
成二十八年八月二十二日に発行した割引短期国債  
の発行条件等を次のとおり告示する。  
平成二十八年九月八日

財務大臣 麻生 太郎

一	名称及び記号	国庫短期証券（第六百二十七回）
二	発行の根拠	特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十六条第一項
三	振替法の適用等	社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。 日本銀行による借換えのための引受け
四	発行方法	額面金額で一兆三百五億四千万円
五	発行額	円
六	最低額面金額	千円（ただし、最低額面金額を五万円とする省令の改正があった場合、その施行の日から五万円とする。）
七	振替単位	振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。
八	発行日	平成二十八年八月二十二日
九	発行価格	額面金額百円につき百円二十四銭八厘

十	十一	十二	十三
償還期限	償還金額	元金支払	払込期日
平成二十九年八月二十一日	償還金額を支払い。その翌営業日に	額面金額百円につき百円	平成二十八年八月二十二日